

製造事業承継届<第1種製造者>

根拠法令

法第10条 一般則第9条、液石則第10条、コンビ則第12条

適用

第1種製造者について相続、合併又は分割（第1種製造者のその許可に係る事業所を承継させるもの）があった場合。

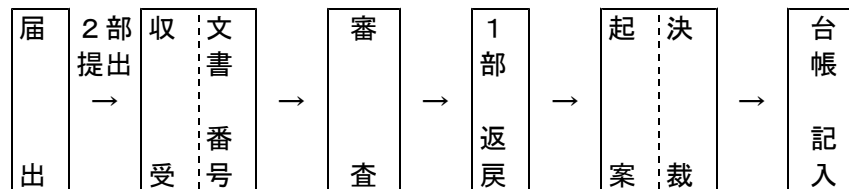
（対象外）

- 1 個人から法人への譲渡
- 2 法人から個人への譲渡
- 3 個人から他の個人（相続以外）への譲渡
- 4 法人から他の法人（合併、分割以外）への譲渡
- 5 法人分割後の分割された数社の法人への譲渡

※措置方法

- ・製造事業を譲渡した製造者の製造廃止届
- ・製造事業の譲渡を受けた者の製造許可申請

手順



必要書類

○第1種製造事業承継届書（一般則様式第3、液石則様式第3、コンビ則様式第2）

個人の場合

- ・ 相続の事実を証する書面（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定にかかる全員の同意書）
- ・ 被承継者に関する戸籍謄本

法人の場合

- ・ 合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）

審査

必要書類が揃っているか審査する。

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

台帳記入

<留意事項>

決裁後、台帳に記入するか、新たに台帳を作成する。